

随意契約理由書

件名	西神・山手線、北神線及び海岸線運行管理装置点検整備	
契約の相手方	株式会社日立製作所 神戸支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由 運行管理装置は、列車運行計画に基づく列車の進路制御・ダイヤ乱れ時の運転整理及び制御・運行の記録を計算機により自動的に行うもので、列車が安全・確実に運行するための重要な信号設備であり、常に装置の良好な状態を維持しなければならない。 ① 本業務は、運行管理中央装置故障時の緊急故障対応及び中央装置の点検を行うものである。 ② 運行管理装置に障害が発生した場合に列車運行に支障しない様、また支障した場合には乗客への影響を最小限にとどめる必要がある。 ③ 故障発生時の復旧作業を速やかに行う為には、本装置を熟知した技術者が要求される。 上記請負人は当該装置の設計開発・製作・据付工事を行っており他業者が緊急故障対応を行うのは、技術的に不可能である。 以上により上記業者と随意契約を行う。		
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課	(電話番号 791-9729)